西原町立学校の教育職員の勤務時間の上限に関する方針 〜働き方改革推進プラン〜

令和3年2月1日 令和5年4月1日改訂 令和6年3月21日改訂 西原町教育委員会

1 趣旨

これまでの学校教育は、教職員の情熱や使命感による献身的な取組の積み重ねの上に成り立ってきたものであり、学校や教職員への様々な期待は、一方で教職員の長時間勤務という形で表れてきた。その実態は、国・県の調査等によって明らかであり、町の勤務実態等の調査においても例外なく、深刻な状況である。

文部科学省の「令和5年度教育委員会における学校の働き方改革のための取組状況調査結果等に係る留意事項について(通知)」(令和5年12月27日)並びに「沖縄県公立学校における働き方改革推進プラン」(沖縄県教育委員会 令和4年3月改訂)の令和6年度次期プランの方針等(以下「推進プラン」)を踏まえ「西原町立学校の教育職員の勤務時間の上限に関する方針」(以下「本方針」)を改訂し、町立小中学校における業務の改善や勤務環境の整備をより推進するものである。

【沖縄県教育庁働き方改革推進課 推進プランの方針の目的】

教職員一人一人が、良好な人間関係を築き、心身ともに健康で本来の職務に専念し、 児童生徒と共に学び、成長しながら、専門性を十二分に発揮して、よりよい教育活動 を遂行できる環境を整える。

【目的実現のための目標】「3軸・6視点」の実感の向上

3 軸	働きやすさ	働きがい	心身の健康
	○同僚・管理職との良	○児童生徒・保護者との信	○心身の健康の確保と安
6 視点	好な人間関係の構築	頼関係の構築	全・快適な職場環境の
	○個人の裁量(ゆとり)	○資質能力の向上や専門	形成
	ある時間の確保	性の発揮	○長時間勤務の改善

【町教育委員会として「3軸・6視点」に基づいて、3つの成果指標を設定】 成果指標1:町内小中学校の学校評価(教職員対象)の評価項目に、上記の「3軸・6視 点」に関する5項目を位置づける。 成果目標 2:「3 軸・6 視点」に関する学校評価(教職員対象)と管理職アンケートの 肯定的回答の割合を 80%以上とする。

成果目標3: ① 令和6年度月80時間を超える時間外勤務を行う教職員をゼロ

- → 令和5年度 述べ42人 (実人数16人)
- ② 月45時間、年360時間を超える時間外勤務を行う教職員の年 平均割合を令和5年度の80%にとどめる。
 - → 令和5年度114人 → 令和6年度は91人までとする

2 本方針の対象者

本方針は「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」(以下「給特法」という。)第2条の規定する義務教育諸学校等の教育職員のうち西原町立小中学校に勤務する教育職員を対象とする。

なお、給特法の対象となっていない事務職員、学校栄養職員等については、法定労働時間を超えて勤務させる場合には、いわゆる「36協定」を締結する中で働き方改革推進法に定める時間が労働の規則が適用されるものである。

3 本町の時間外勤務の実態について

令和5年度は暫定値(令和6年3月除く)

(1) 令和5年度 教職員超過勤務時間集計月平均值(令和4年度月平均值)

坂田小 33時間(35時間)

西原中 36時間(32時間)

西原小 33時間(40時間)

西原東中 50時間(44時間)

西原東小 32時間(32時間)

西原南小 28時間(28時間)

- (2) 令和5年度 教職員超過勤務時間集計より(令和4年度の集計値)
 - ○勤務時間外月80時間~100時間未満 述べ33人 (述べ26人)

実人数14人(実人数13人)

○勤務時間外月100時間超

述べ 8人 (述べ11人)

実人数 3人(実人数 6人)

- (3) 令和6年3月 町の勤務実態調査より(令和4年12月調査)
 - ○「勤務時間の過少申告の有無」について <u>有 33%(有 34%)</u> 有ると回答した理由として、「産業医やカウンセリング等の指導を避けたい」「指 導される時間がもったいない」「退勤打刻後の家庭訪問や急な教育相談等」が確認 された。
 - ○「仕事の持ち帰りの有無」について

有 77% (有 75%)

有ると回答した理由として、「教材研究」「ノート点検」「テスト作成」「採点業務」「成績処理」が主な回答。その背景として、勤務時間中は「児童生徒・保護者対応」「学年・職員会議」「関係機関との調整」などの業務が優先され、個人での業務は後回しとなり、自宅に仕事を持ち帰ってしまう負の流れが確認された。

〇「仕事持ち帰りの回数」について、令和4年度調査では、<u>週に2~3回が30%</u>と最も多かったが、令和5年度調査では、<u>月2~3回(週1回程度と解釈)が41%</u>と若干ではあるが、減少傾向が確認された。

4 勤務時間の考え方及び上限の目安時間

(1) 本方針において対象となる「勤務時間」の考え方

本方針では、教育職員の専門職としての専門性や職務の特徴を十分に考慮しつつ、「超勤4項目」以外の業務が長時間化している実態も踏まえ、こうした業務を行う時間も含めて「勤務時間」を適切に把握するために、在校時間等、外形的に把握することができる時間を平日、土日祝日を問わず対象とする。

具体的には、教育職員が校内に在校している在校時間を対象とすることを基本とし、 教材研究、採点業務、部活動、保護者対応等も含むこととする。

なお、所定の勤務時間外に校内において自らの判断に基づいて自らの力量を高める ために行う自己研鑽の時間(資格・免許状取得、自己研鑽のオンライン研修等)その 他業務外の時間については、自己申告に基づき除くものとする。

これに加えて、校外での勤務についても、職務として行う研修への参加や児童生徒 等の引率等の職務に従事している時間については、時間外勤務命令に基づくもの以外 も含めて外形的に把握し、対象として合算する。ただし、これらの時間からは休憩時 間を除くものとする。

これらを総称して「在校等時間」とし、本方針において対象となる「勤務時間」とする。

(2) 上限の目安時間の根拠

1か月の在校等時間の総時間から「沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例」(昭和47年5月15日沖縄県条例第43号。以下「条例」という。)等で定められた勤務時間の総時間を減じた時間が、45時間を超えないようにすること。

また、1年間の在校時間の総時間から条例等で定められた勤務時間の総時間を減じた時間が、360時間を超えないようにすること。

(3)特例的な扱い

上記(2)を原則としつつ、児童生徒等に係る臨時的な特別な事情により勤務せざるを得ない場合についても

- ① 1年間の時間外在校等時間が、720時間を超えないようにすること。さらに、1 か月の時間外在校等時間が45時間を超える月は、1年間に6月までとすること。
- ② 1か月の時間外在校等時間が 100 時間未満であるとともに、連続する複数月(2か月、3か月、4か月、5か月、6か月)のそれぞれの期間について、時間外在校等時間の平均が、1か月当たり80時間を超えないようにすること。
- 5 成果指標達成のための手立て
 - (1) 令和6年度も勤務実態の適切な把握に努める(令和4年度より調査開始)

町の勤務実態調査を踏まえ、校長・教育委員会は現状について広く周知を図り、 教職員が適切に時間外勤務を報告し、自らの勤務実態を客観的に把握することで充 実した教職員生活を送るための働きやすい勤務環境を整える。

- (2) 町立小中学校の学校評価(教職員対象)に5項目を位置づけ、年二回の評価を実施 する(管理職アンケートは教育委員会が実施する)
 - ・同僚・管理職との有効な人間関係の構築ができている
 - ・個人の裁量(ゆとり)ある時間の確保ができている
 - ・一人一人の児童生徒との信頼関係を深めることができている
 - ・より専門性を発揮するための研修や教材研究等が充実している
 - ・心身の健康の確保と安全・快適な職場環境の形成ができている
- 6 実効性の確保に向けた環境整備
 - (1) 本方針の実効性を確保するため、西原町教育委員会及び校長は、「沖縄県教職員働き 方改革推進プラン」(令和6年3月改訂 沖縄県教育委員会)の取組を一層推進し、 保護者も含めて社会全体が本方針や「沖縄県教職員働き方改革推進プラン」の内容を 理解できるよう、広く情報発信に努めること。
 - (2) 校長は「学校における働き方改革に関する取組の徹底について」(平成31年3月18日文部科学省通知)を踏まえ、教員の業務の役割分担・適正化のための「3分類」について当該校の学校運営協議会と協議の上、時間外在校等時間の改善を図る。
 - (3) 教育委員会は「令和5年度教育委員会における学校の働き方改革のための取組状 況調査結果等に係る留意事項について」を踏まえ、以下の4点に取り組む。
 - ① 年間授業時数の点検(年間1,086単位時間以上は見直しを図る)
 - ② 学校行事の見直し (精選・重点化)
 - ③ 働き方改革に係る取組状況の町ホームページでの公表等
 - ④ 学校運営協議会を基盤として保護者・地域に働き方改革推進の理解・協力の周知 を図る

7 留意事項

- (1) 保護者・地域・関係機関は、本方針が上限の目安時間まで教育職員が時間外で勤務することを推奨する趣旨ではなく、「学校における働き方改革」の総合的な方策の一環として策定されたものであり、他の長時間勤務の削減方法と併せて取り組まれるべきものであることを十分に認識すること。決して、学校や教育職員に上限の目安時間の遵守を求めるのみであってはならないこと。
- (2) 本方針の実施に当たっては、本町の教師用端末のミライム(学校用グループウェア)での電子機器による客観的な勤務時間の把握を行い、校外の時間についても、本人の報告等を踏まえ教師用端末を介して合算し可能な限り客観的な方法により計測すること。
- (3) 上限の目安時間の遵守を形式的に行うことが目的化し、真に必要な教育活動をおろそかにしたり、実際より短い虚偽の時間を記録に残す、又は残させたりすることがあってはならないこと。また、上限の目安時間を守るためだけに自宅等に持ち帰って業務を行う時間が増加してしまうことは、本方針のそもそもの趣旨に反するものであり、厳に避けること。
- (4) 在校時間内における自己研鑽の捉え方については、自己研鑽そのものの取り組み(自主的な各教科・道徳・特別支援教育等の研修、教育関係免許状取得、各種指導・支援の研修等)が児童生徒に還元できると判断される場合は、在校時間として計上する。